

事 務 連 絡
平成 2 5 年 2 月 1 日

各都道府県 民生主管課

(社会福祉法人指導監査担当)

御中

各地方厚生局 社会福祉法人指導監査担当

厚生労働省社会・援護局

福祉基盤課法人指導監査係

社会福祉法人の権限移譲に係るQ & Aについて (その3)

昨年度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)が公布されたところです。

これに伴い、社会福祉法が改正され、現在、都道府県知事が処理している社会福祉法人に関する定款の認可、報告の徴収及び検査、業務停止命令等並びに解散命令については、主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人であってその行う事業が当該市の区域を越えないものに限って、平成25年4月からすべての市へ権限が移譲されます。

については、平成24年10月1日付事務連絡にQ & Aを追加しましたので、ご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、一般市へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後必要に応じて、Q & Aを追加する予定であることを申し添えます。

一般市への権限移譲に関するQ & A

(問1)

改正後社会福祉法第30条に「その行う事業が当該市の区域を越えないもの」とあるが、具体的にはどのように判断すればよいのか。

(答)

基本的な考え方としては、社会福祉施設経営を行う事業の場合、施設の所在地が当該市の区域内にあるか否かで判断する。それ以外の各種居宅介護等事業、相談事業等についても、これに準じ、事業所の所在地で判断されたい。

したがって、事業の範囲が当該市の区域を越えるというだけでは都道府県知事が所轄庁とはならず、施設や事業所が2以上の市町村の区域に所在している場合に都道府県知事が所轄庁となる。

ただし、社会福祉法第2条第3項第13号に定める連絡又は助成事業については、各社会福祉事業に関し、連絡又は助成を行うものであるという事業の性格に鑑み、当該「連絡」又は「助成」の趣旨、目的、範囲等により判断されたい。

(問2)

日常生活自立支援事業で基幹的社会福祉協議会として複数の市町村区域を担当している社会福祉協議会の所轄庁は従来どおり都道府県知事となるのか。

(答)

市町村社会福祉協議会は、1つの市町村の区域内において事業を行われているが、日常生活自立支援事業における基幹的社会福祉協議会としての立場を有する場合は、複数市町村の区域を担当することとなる。このような場合においても、事業所が1つの市の区域にのみ所在するのであれば、当該所在地の市長が所轄庁となる。

(問3)

都道府県社会福祉協議会の所轄庁は従来どおり都道府県知事となるのか。

(答)

都道府県社会福祉協議会が行う事業として、社会福祉法第2条第3項第13号に定める事業に該当する「市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整」があり、その事業の範囲が都道府県内全域に及ぶため、所轄庁は都道府県知事となる。

(問4)

改正後社会福祉法第30条の「事業」とは、社会福祉事業を指すのか。

(答)

社会福祉事業のみならず、公益事業及び収益事業も含む。

(問5)

平成25年4月以降、厚生労働大臣又は地方厚生局が所轄庁である社会福祉法人であって主たる事務所の所在地が一般市である社会福祉法人の定款変更申請はどのように行うのか。

(答)

従来どおり、社会福祉法第43条第2項に基づき、当該社会福祉法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事を経由して、厚生労働大臣又は地方厚生局長に提出することとなる。

(問6)

保育所における分園や指定障害者支援施設等における従たる事業所を設置している場合の所轄庁の判断基準はどうなるのか。

(答)

分園及び従たる事業所は、本園及び主たる事業所と一体的に管理運営を行うものではあるが、それぞれ利用者が存在し、サービス拠点としての役割を果たすものである。

このため、分園及び従たる事業所の所在地が、本園及び主たる事業所の所在地と異なる市に存在する場合は、都道府県知事が所轄庁となる。

(問7)

一般市が設立した社会福祉事業団が、他市の設置した社会福祉施設の受託経営を行う場合、所轄庁の判断基準はどうなるのか。

(答)

「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日局長連名通知）」における社会福祉法人審査基準第4-1-(2)に定められているとおり、都道府県が設置する社会福祉事業団については、基本的な所轄庁の判断基準に関わらず、都道府県知事が所轄庁となる。

市の設置する社会福祉事業団についても、これに準じて判断することとし、所轄庁は当該事業団を設置した市長となる。

(問8)

平成25年4月1日以降、市長が所轄庁となっている社会福祉法人において、他市から短期間の委託事業を受託し、委託先の市の区域内でも事業を実施する場合、その期間内に限って都道府県知事が所轄庁となるのか。

(答)

基本的に都道府県を所轄庁と考えるべきであるが、1年未満の短期の受託事業を行うに過ぎない場合は、事務負担を考慮し、所轄庁を都道府県とする変更を要しない。また、受託期間が未確定（1年を超える当分の間等）である場合等は、所轄庁は都道府県知事となる。

(問9)

社会福祉法人において、複数の市において社会福祉施設を経営しており、一部施設が休止中の場合、所轄庁はどのように判断するのか。

(答)

休止中の施設であっても、1つの施設と見なして判断することとなる。このため、休止中の施設を含めて、その経営する施設が2以上の市の区域に所在している場合には、都道府県知事が所轄庁となる。

なお、事業を休止している事実があるときは、その措置について、法人側の方針を確かめた上、その具体的な是正方法について報告を求めるとともに、廃止する場合は定款変更等の手続きを行わせることが必要である。

(問10)

現在、所轄庁が都道府県知事である社会福祉法人の定款に、例えば、「〇〇県知事の承認を受けなければならない」と規定されている場合、市への権限移譲に伴い、「〇〇市長の承認を受けなければならない」という定款変更は必要か。また、どの時点で変更するのか。

(答)

「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日局長連名通知）」における社会福祉法人審査基準第4-1-(3)及び(4)に定められているとおり、事業拡大による定款変更認可申請書は、事業拡大に伴う変更後の所轄庁に提出することとされている。

原則としては、これに準じて、所轄庁が変更となる社会福祉法人における当該規定の定款変更は、権限移譲後の市長に対して定款変更認可申請書を提出することとなる。

また、定款変更認可申請書の提出にあたっては、理事総数の3分の2以上の同意を得て、市長の認可を受ける必要がある。当該申請書の提出時期としては、平成25年4月1日以降速やかに行うことが必要であり、平成24年度決算に係る理事会の認定（会計年度終了後2月以内）の際に、定款変更に係る理事の同意を得た上で、市長に対して当該申請書を提出することが望ましい。

(問 1 1)

問 1 0 のケースの場合、都道府県知事が今年度中に定款変更の認可を行うことは可能か。

(答)

問 1 0 の答のとおり、原則としては、市長が認可を行うこととなる。しかしながら、法人及び市長の事務負担を考慮し、今年度中に都道府県知事において、定款変更認可を決定しても差し支えない。また、その際には定款附則に下記のとおり経過措置規定を設けること。

(附則)

第〇条及び第〇条の改正は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

(問 1 2)

社会福祉法人審査基準第 4 - 2 において、法人の設立認可の審査にあたっては、内部牽制を確保した庁内審査会を設置する旨の記載があるが、平成 2 5 年 4 月以降に設立予定となる法人の場合はどのような取扱いとなるのか。

(答)

現在は、法人設立及び施設整備は共に都道府県の事務となる(※)が、平成 2 5 年 4 月以降は法人設立が市、施設整備が都道府県となるため、都道府県が施設整備の国庫補助協議を行う場合、事前に市において設立の審査会を終えておく必要がある。

(※)「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について(平成 1 3 年 7 月 2 3 日局長連名通知)」において、施設整備に係る国庫補助協議に当たっては、法人の設立認可の審査(庁内審査会等)を経ていることを条件とするもの、とされている。

こうした中で、平成 2 5 年 4 月以降に設立が予定される法人について、今年度中に設立認可の審査を行う場合は、必要に応じて、権限移譲後の市担当部署を加えることや審査会の結果を報告するなど連携を図り、対応していただきたい。

また、平成 2 5 年 4 月以降、市においては設立認可申請、都道府県においては法人設

立を前提とした施設整備の国庫補助協議を受理した場合には、それぞれ情報交換を行うなど連携を図り、適正に審査されたい。なお、市の法人監査及び県の施設監査についても、市・県と日程等の調整をし、法人・施設に過度の負担感を与えないようご配慮願いたい。

(問 1 3)

平成 2 5 年 4 月 1 日以降、市長が所轄庁となる社会福祉法人において、過去の設立や定款変更認可時の指導監査書類、現況報告書の取扱いはどうなるのか。

(答)

該当法人の関係書類については、都道府県知事において原本を保管し、直近の現況報告書や法人監査報告類（監査結果通知及び改善報告書）の写しを都道府県知事から市長へ移管していただきたい。ただし、市長から求めがあった場合にはその他必要な書類（過去の設立や定款変更認可時の書類等）を提供していただきたい。

(問 1 4)

権限移譲に伴い、市への財政措置はどうなるのか。

(答)

現在、都道府県、指定都市及び中核市が社会福祉法人に対して実施する指導監査に必要な旅費については、セーフティネット支援対策等事業費補助金（社会福祉法人指導監督事業）の国庫補助の対象としている。

このため、法人に対する指導監査の権限が一般市に移譲されることに伴い、当該事業の実施主体に一般市を含めるための概算要求をしたところ。

(問 1 5)

現在、登録免許税法第 4 条第 2 項等に基づき、社会福祉法人が社会福祉事業の用に供するために不動産を取得した場合、都道府県知事等の証明を受けることにより、

建物及び土地の所有権の取得登記の際の登録免許税が非課税となっている。
今回の一般市への権限移譲に伴い、取扱いはどうなるのか。

(答)

現在、登録免許税法施行規則第3条第1項第1号の規定に基づき、都道府県等（大都市特例において取扱っている指定都市・中核市も含む。）が証明事務を取扱っているが、今後も施設認可や監査等を都道府県等が実施することを踏まえ、引き続き都道府県等により証明事務を取扱うこととなる。

一方、寄附金の税額控除の申請においては、租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の4第10項第2号により、所轄庁が証明事務を行うこととされているため、一般市も取扱うこととなる。